

(定員)

第2条 団員の定員は、1,300人以内とする。

2 学生機能別団員の定員は、前項に規定する定員のうち、75人以内とする。

3 (略)

4 令第4条第3項に規定する条例定員は、第1項に規定する定員から当該定員のうち任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない学生機能別団員の定員を控除した人数とする。

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める報酬
_____を支給する。

2 (略)

(手当)

第14条 団員には、毎年度予算の範囲内に

生、専門学校生又は高校生の機能別団員をいう。

(2) 消防OB機能別団員 団員又は消防職員を経験を有する機能別団員をいう。

(定員)

第2条 団員の定員は、1,350人以内とする。

2 機能別団員の定員は、前項に規定する定員のうち、150人以内とする。

3 (略)

4 令第4条第3項に規定する条例定員は、第1項に規定する定員から当該定員のうち任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない機能別団員の定員を控除した人数とする。

(報酬)

第13条 団員には、別表第1に定める年額報酬及び別表第2に定める出勤報酬を支給する。

2 (略)

3 報酬の支給方法については、次に掲げる区分により支給する。

年額報酬 12月

出勤報酬 半期分を10月及び4月

において次の手当を支給する。手当の額については、別表第2のとおりとする。

- (1) 水火災に出動した場合
- (2) 警戒に従事した場合
- (3) 訓練に参加した場合
- (4) その他必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、勤務成績が、特に不良であった者に対しては手当を減額することができる。

(旅費)

第15条 (略)

2 報酬及び手当の支給方法については、次に掲げる区分により団長を経て支給する。

報酬 12月

手当 12月

(公務災害補償)

第16条 (略)

(退職報償金)

第17条 (略)

別表第1(第13条関係) _____

種別	報酬の額 (単位：円)
団長	年額 120,000
副団長	〃 85,000
分団長	〃 65,000
副分団長	〃 45,500
部長	〃 40,000
班長	〃 37,000
その他の基本団員	〃 36,500
学生機能別団員	〃 18,000

(旅費)

第14条 (略)

(公務災害補償)

第15条 (略)

(退職報償金)

第16条 (略)

別表第1(第13条関係) 年額報酬

種別	報酬の額 (単位：円)
団長	年額 120,000
副団長	〃 85,000
分団長	〃 65,000
副分団長	〃 45,500
部長	〃 40,000
班長	〃 37,000
その他の基本団員	〃 36,500
学生機能別団員	〃 18,000

消防OB機能別団員	支給なし
-----------	------

別表第2(第14条関係)

種別	手当の額 (単位：円)
出動・警戒・訓練手当	年額 4,000
指導員手当	〃 20,000
ラッパ鼓隊員手当	〃 10,000

別表第2(第13条関係) 出動報酬

種別	報酬の額 (単位：円)
災害出動	2時間以下の場合
出動1日につき	2,000
	2時間を超えて3時間以下の場合 3,000
	3時間を超えて4時間以下の場合 4,000
	4時間を超えて5時間以下の場合 5,000
	5時間を超える場合 6,000
警戒出動	2,000
出動1回につき	
訓練出動	1,000
出動1回につき	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。